

鳥取県告示第94号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年2月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
琴 浦 町	平成20年度及び平成21年度	琴浦町(大字倉坂、大字大杉及び大字福永の各一部)の地籍図及び地籍簿	琴浦町大字倉坂、大字大杉及び大字福永の各一部	平成23年2月25日